

海老名市監査委員告示第2号

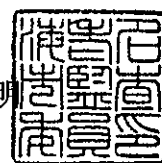


地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、随時監査（工事監査）の結果を別紙のとおり公表する。

平成31年2月25日

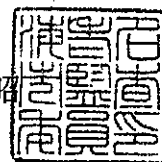
海老名市監査委員

雨宮徳明



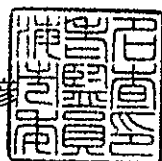
海老名市監査委員

清水昭



海老名市監査委員

市川敏彦



工事監査結果報告書

1 監査の対象

平成29年10月以降に契約を締結し、工事完了時期が平成30年12月から平成31年3月までのもののうちから次の工事を監査対象とした。

- (1) 件 名 海老名市庁舎空調設備改修工事
- (2) 工事場所 海老名市勝瀬175番地の1

2 監査対象課

財 務 部 管財課、契約検査課

3 監査の実施方法等

- (1) 工事監査実施日 平成30年12月13日（木）
- (2) 監査実施方法

監査委員が工事技術面の専門的知識を有する技術士とともに、関係部局職員の事情聴取を行いながら、工事関係書類及び工事現場の監査を実施した。

4 監査対象工事の概要

(1) 工事目的

海老名市庁舎は平成元年に建設されてから29年が経過し、空調設備については今までに、熱源機器であるヒートポンプチラーユニットの更新、空調機のコイル、加湿器等の交換などの工事を進めてきたが、冷温水配管については更新をしていない状態であった。その間には、枝管の細い配管からの漏水があったが、平成25年にメイン配管の口径125Aの配管で漏水が発生した。配管の肉厚検査を行ったところ通常の肉厚の50%程度であったため、空調設備配管等の更新工事を行うものである。

(2) 工事概要

- ア 契約工期 平成30年6月15日～平成31年2月28日
- イ 契約金額 230,569,200円（消費税含む。）
- ウ 施工業者 株式会社勝栄工業 代表取締役 中内 靖修
神奈川県高座郡寒川町田端1180番地
- エ 進捗率 65.5%（平成30年12月13日現在）
- オ 概 要

空調設備・冷温水配管・ポンプ設備等経年劣化した機器の撤去更新工事

- ・冷温水配管更新（保温・バルブ等含む。）
- ・冷温水ポンプ更新（分電盤までの電線・バルブ等含む。）
- ・空調ダクトのCAV、VAV更新

- ・ファンコイルユニットの更新（取合い配管含む。）
- ・更新に伴う計装設備試運転調整
- ・空冷HP氷蓄熱ユニットを撤去し7階会議室・401会議室・議場の個別空調（撤去する空冷HP氷蓄熱ユニットのフロン冷媒回収は5年前に完了）
- ・上記工事に関連する電気設備工事、関連する建築工事

5 監査の結果

監査の結果、計画、設計、積算、入札及び契約事務並びに工事監理、施工管理及び安全管理については、法令、基準等に準拠して概ね適正に行われていた。なお、工事現場調査において、施工上留意すべき事項のうち軽易なものについては、口頭で指導した。

6 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、今後の適正な工事施行に資するため、監査人が監査対象課に伝えた意見は次のとおりである。

(1) 配管伸縮対策について

流体温度差による配管伸縮に対する強度対策は侮れないものであり、安易に鋼材やアンカーボルトを選定すると破壊に繋がる恐れがある。機器類の耐震計算や風圧計算は機器材料供給業者が定型的に計算するが、配管反力及びそれに耐える構造物の設計は請負業者や監督者がやらなければならない作業である。配管伸縮対策として、伸縮継手、固定点及び配管に施工上考慮すべき事項があるため、現場での業者への指導を行われたい。

(2) 安全対策について

空調設備工事に電気設備や建築の業種が含まれているため、全ての事業者に対して、現場安全教育として毎月1回4時間以上の教育が行われているが、実施記録が作成されていないため、記録を作成されたい。